

# 国民健康保険税の税率を見直します

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の賦課方式を現在の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）に見直す必要があります。一度に見直した場合、国保加入者の負担が大きく変わってしまうことから、段階的に見直しを行っていく方針で、令和5年度より第1段階として、次のとおり税率を見直しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 【令和5年度からの新税率】

		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護負担金分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	所得に対して	5.5%	5.5%	1.1%	1.5%	1.1%	1.4%
資産割	固定資産税に対して	40%	25%	—	—	—	—
均等割	加入者1人あたり	10,000円	14,800円	7,200円	8,200円	7,200円	8,200円
平等割	1世帯あたり	14,000円	8,000円	—	—	—	—

## 【今回の見直しの内容】

今回の見直しは、国民健康保険税における歳入を増やすためでなく、賦課方式の変更に向けての見直しです。そのため、町全体の課税額が令和4年度と同じくらいになるように見込んでいます。

しかし、前年と所得などが変わらない世帯でも課税額に増減があると想定されます。

## 【モデルケース（世帯例）による国保税試算】

モデルケース	介護分の有無	令和4年度	令和5年度	差額
① 1人世帯 60歳 ・所得なし ・固定資産税額なし	有	11,400円	11,600円	+200円
② 1人世帯 50歳 ・所得50万円 ・固定資産税額3万円	有	36,400円	32,800円	-3,600円
③ 2人世帯 42歳夫婦 ・所得100万円（世帯主） ・固定資産税額5万円	有	95,100円	95,400円	+300円
④ 3人世帯 45歳夫婦・小学生1人 ・所得400万円（世帯主） ・固定資産税額10万円	有（2人）	394,700円	418,100円	+23,400円

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線112

# 固定資産税のよくあるご質問とお願い

Q1 土地や建物を売ったのに、どうして納税通知書が来るの？

A1 1月1日現在の所有者の方に課税されるためです。

固定資産税は、原則、賦課期日と呼ばれる1月1日現在の所有者の方に対して課税されることとなっております。以下に、令和5年度の固定資産税について、例示いたします。

所有権移転日	令和5年度の納税義務者
令和4年12月25日	買主
令和5年1月5日	売主

『所有権移転日』は、実際の売買日等ではなく、『登記日』を指します。

※表題登記されていない家屋について、所有者の方が変更となった場合は、『未登記家屋所有権移転申告書』により、税務会計課へ申告をお願いいたします。

Q2 相続があったときは、役場に届出が必要なの？

A2 令和2年度税制改正により、申告が義務化されました。

近年増加する所有者不明土地への対策として、地方税法および長瀬町税条例により、相続人の方の住所、氏名等の申告が義務化されました。つきましては、**ご自身が現所有者である（＝法定相続人として固定資産を相続している）ことを知った日の翌日から3か月を経過した日までに**、『固定資産現所有者申告書』により、申告をお願いいたします。

ただし、上記申告期限内に、「相続登記」又は「『相続人代表者指定届出書』の届出（通常、死亡後のお手続の際にご記入いただいております。）」をおこなっている場合、申告の必要はございません。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線113